

TerioCloud 試用サービス利用規約

お客様と沖電気工業株式会社(以下、「OKI」といいます)とは、OKIがお客様に提供する TerioCloud サービス(以下、「有償サービス」といいます)の試用(以下、「試用サービス」といいます)に関して、以下のとおり規定します。

第1条 お客様による同意

OKIがお客様に提供する「試用サービス」は、お客様がこの利用規約(以下、「本規約」といいます)の定めに従って利用する条件として提供するものです。「試用サービス」の利用においてお客様が登録設定する情報(以下、「登録情報」といいます)については、OKIで保持、運用することとし、また、当該登録情報を安全に管理し、不正アクセス、改竄、漏洩などの危険防止に努めます。お客様は、本規約の内容に同意された上で「試用サービス」を利用することとします。また、「試用サービス」の提供が終了した後においても同様の取扱いとします。

第2条 利用目的

お客様は、「有償サービス」の導入を検討する目的(以下、「本目的」といいます)においてのみ、本規約およびサービス試用申込書に記載の利用条件の下、無償で「試用サービス」を利用することができます。

第3条 責任者

お客様は、「試用サービス」を利用するにあたり責任者を選定するものとし、サービス試用申込書に記載の責任者に使用者の管理指導を行なわせるものとします。

第4条 「試用サービス」の利用開始

お客様は、サービス試用申込書に対して所定の事項を記載、捺印しOKIに送付するものとします。当該申込みに対してOKIが承諾した場合、OKIは「試用サービス」の利用のために必要となるID及びパスワード(以下、「ID等」といいます)をお客様に通知するものとし、OKIからの通知がなされた日を「使用サービス」の開始日(以下、「使用開始日」といいます)とします。お客様は、「試用サービス」を利用するにあたり、OKIが発行するID等を、本目的の範囲内でのみ使用することができます。お客様はID等を第三者に開示・提供・譲渡・貸与したりしてはならないものとします。

第5条 「試用サービス」の利用に関する登録

お客様は、サービス試用申込書に記載した事項を「試用サービス」遂行のためにOKIが保有・利用することについて同意したものとします。

第6条 「試用サービス」の内容及び条件

- 「試用サービス」の内容及び条件は、本規約に定める他、別途連絡するサービスマニュアルに定めるところによるものとします。
- 「試用サービス」は、機能制限・対象OS制限・ID数制限・ストレージ量制限・サポート業務制限などOKI指定の各種制限がなされていることにお客様は同意するものとします。
- お客様は、「試用サービス」を日本国内のみで利用するものとします。

第7条 データ等の取り扱い

「試用サービス」に係わるお客様のデータ等が、滅失、毀損、漏洩し、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接及び間接の損害について、OKIはいかなる責任も負わないものとします。

また、「試用サービス」の稼働・運用に係わる知的財産権は、OKIに帰属するものとし、OKIは、稼働・運用に係わるデータを分析、解析、提案業務に利用できるものとします。

第8条 再委託

OKIは、本規約の全部又は一部を、OKIの責任において第三者に再委託できるものとします。この場合、OKIは当該再委託先に対して、本規約と同等の義務を負わせるものとします。

第9条 「試用サービス」の中止・中断

OKIは、次の各項のいずれかに該当するとき「試用サービス」の提供を予告なく中止または中断することがあるものとします。なお、これによりお客様に損害が発生した場合OKIは一切の責任を負わないものとします。

- OKI又はOKIの指定した業者の電気通信設備の保守上、又は工事上やむを得ないとき
- OKI又はOKIの指定した業者の電気通信設備に障害が発生したとき
- 電気通信事業者又はOKI指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより「試用サービス」の提供を行うことが困難になったとき
- OKIがサーバの保守及びソフトウェアのバージョンアップの為に、「試用サービス」を停止させるとき
- 電力会社からのOKI又は通信業者への電力供給の中断その他やむを得ない事由が発生したとき
- 天災地変その他の不可抗力又はOKIの責に帰することが出来ない事由により、「試用サービス」の中断若しくは停止をせざるを得ないとき
- 定期的なデータのバックアップを行うとき
- その他OKIが必要と判断したとき

第10条 「試用サービス」の終了

- 「試用サービス」の提供期間は「試用開始日」から30日経過した時点で終了するものとします。「試用サービス」の終了前までにお客様がOKIに試用期間の延長をサービス使用申込書にて通知し、OKIが承諾した場合に限り、「試用サービス」の試用期間を30日延長できるものとします。延長は一回のみ可能で、最大試用期間は、60日間とします。
- お客様が「試用サービス」提供期間中に「有償サービス」の利用契約が成立した場合は、「有償サービス」の開始日の前日を持って「試用サービス」は終了するものとします。
- OKIは、お客様が本規約に違反した場合、又は「試用サービス」に関し違法な行為を行った場合、その他OKIが不適切と認めた場合に、お客様の承諾を得ることなく、「試用サービス」の提供を直ちに終了できるものとします。

第11条 「試用サービス」終了時のデータの取り扱い

「試用サービス」が終了した場合、「試用サービス」に係わるお客様のデータ等の削除はお客様の責任で行うものとします。お客様のデータ等をOKIが削除したことによるお客様の直接及び間接の損失、損害等に対して、OKIはいかなる責任も負わないものとします。

第12条 「試用サービス」内容の変更

OKIは、「試用サービス」の機能向上、追加又は修正等が必要な場合には、お客様の承諾なくOKIの判断において、「試用サービス」の内容の変更を行うことができるものとします。変更内容は、変更後のサービスマニュアルに定める通りとします。

第13条 規約及び利用条件の変更

OKIは、お客様の承諾なく本規約の内容を変更することができるものとします。本規約が変更された場合、OKIはお客様に変更後の規約を通知するものとし、お客様は変更後の規約に従って、「試用サービス」を利用するものとします。

第14条 「有償サービス」への移行

- お客様が「有償サービス」の利用を希望する場合、別途定

TerioCloud 試用サービス利用規約

める手続きを行うものとし、30日間の試用期間終了時に自動的に「有償サービス」へ移行することは行わないものとします。

- 「試用サービス」で利用のID・パスワード・お客様のデータを「有償サービス」に移行することは行わないものとします。

第15条 秘密保持

- お客様及びOKIは、本目的のために開示された相手方の営業上又は技術上の秘密情報(当該情報の複製又は複製を含み、以下「秘密情報」といいます)を善良なる管理者の注意をもって取扱い、秘密情報を開示する当事者(以下、「開示者」といいます)の事前の書面による承諾を得ることなく、本目的以外に使用し、第三者に開示してはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まないものとします。

- 開示を受けた時点において既に自ら保有している情報
- 開示を受けた時点において既に公知の情報
- 開示を受けた後に自己の責によらず公知となった情報
- 独自に開発した情報
- 秘密保持義務を負うことなく、正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報
- 開示者が秘密情報から除外することを同意した情報

- 開示者は、秘密情報を開示するに当たり、秘密情報に秘密である旨を明示するものとします。但し、秘密情報が口頭又は視覚的手段で開示される場合には、開示者は、開示の際に秘密であることを明示し、開示後10営業日以内に、当該情報を記載し、かつ秘密である旨を明示した書面を、秘密情報を受領する当事者(以下、「受領者」といいます)に交付するものとします。
- 第1項に拘らず、受領者は、弁護士及び公認会計士に、本目的の達成に必要な最小限の範囲において秘密情報を開示することができるものとします。
- 第1項に拘らず、受領者は、裁判所、行政機関等から法令の定めにより開示を強制された場合、秘密情報を開示することができるものとします。但し受領者は、開示にあたって必要最小限の範囲に留めるとともに、開示者に対して速やかに開示の事実を通知するものとします。
- 第1項に拘らず、OKIは、「試用サービス」の履行を再委託する第三者に対して、秘密情報を開示できるものとします。この場合OKIは、当該第三者に対して本条と同等の秘密保持義務を課し、その履行について責任を負うものとします。
- お客様及びOKIは、開示を受けた秘密情報を、「試用サービス」の終了後、開示者の指示に従い返却又は廃棄するものとします。
- 本条に定める秘密保持義務は、「試用サービス」終了後2年間存続するものとします。
- 本条に拘らず、秘密保持義務に関し特段の定めがある場合には、その定めに従うものとします。

第16条 個人情報保護

- OKIは、「試用サービス」実施のためにお客様から提供を受けた個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条に定義される個人情報をいい、以下同じとします)がある場合、本目的の達成に必要な最小限の範囲で使用するものとし、第三者に漏洩しないよう善良なる管理者の注意をもって個人情報を管理するものとします。なお、「試用サービス」終了後も同様とします。
- 前項に拘らず、OKIは、弁護士及び公認会計士に、本目的の達成に必要な最小限の範囲において個人情報を開示することができるものとします。
- 第1項に拘らず、OKIは、「試用サービス」の履行を再委託する第三者に対して、個人情報を開示できるものとします。この場合OKIは、当該第三者に対して本条と同等の義務を課すも

のとします。

- OKIは、「試用サービス」の実施のためにお客様又はお客様の顧客の個人データを取り扱う場合、漏洩、盗用又は改ざんの防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。
- OKIは、「試用サービス」の実施のためにお客様又はお客様の顧客の個人データを取り扱う場合、個人データの安全管理の徹底が図られるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。
- OKIは、開示を受けた個人情報、「試用サービス」の終了後は廃棄するものとします。
- 本条に定めるOKIの義務に関してお客様及び第三者に生ずる損害について、OKIは一切責任を負いません。

第17条 保証とOKIの損害賠償責任

- OKIは、「試用サービス」により提供する全ての情報の正確性、信頼性又はこれら情報の利用によって生じた結果に対して、如何なる保証も致しません。
- 「試用サービス」の実施が、第三者の著作権、産業財産権を含む知的財産権を侵害したという理由で、お客様が第三者より請求を受けたとしても、OKIは一切の責任を負いません。
- 「試用サービス」の利用に関してお客様及び第三者に生ずる損害について、OKIは事由を問わず一切の責任を負いません。

第18条 お客様の損害賠償責任

お客様は、「試用サービス」の利用に起因又は関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、お客様の責任と負担においてこれを処理、解決するものとし、お客様が「試用サービス」の利用に関連して第三者の行為により損害を被った場合も同様とします。また、お客様が本規約に違反、又は不正若しくは違法な行為によってOKIに損害を与えた場合は、OKIはお客様に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第19条 存続条項

事由の如何を問わず「試用サービス」が終了した場合でも、本条並びに

- 第7条 データ等の取り扱い
 - 第15条 秘密保持
 - 第16条 個人情報保護
 - 第17条 保証とOKIの損害賠償責任
 - 第18条 お客様の損害賠償責任
 - 第20条 準拠法と合意管轄
- は引き続き効力を有するものとします。

第20条 準拠法と合意管轄

OKIとお客様との間で「試用サービス」に関し訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を両者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。なお、本規約に関する準拠法は日本法とします。

第21条 完全合意等

本規約は、お客様とOKIの間における「試用サービス」の利用に関する唯一の合意であり、署名ないし記名押印ある書面によるのみ、変更することができるものとします。

(以下余白)